



県 章

滋賀県公報

平成 30 年 (2018 年)
1 2 月 1 8 日
第 4 5 1 0 号
火 曜 日

毎週火・金曜 2 回発行

目 次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

○ 告 示

※滋賀県立高等技術専門校の管理に関する規則に基づく短期課程の訓練科等の一部改正 (労働雇用政策課) 1

保安林の指定施業要件の変更予定 (森林保全課) 1

保安林の指定施業要件の変更の通知 (森林保全課) 2

児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の廃止の届出 (障害福祉課) 3

○ 公 告

特定病院の公告 (障害福祉課) 3

応急入院指定病院の公告 (障害福祉課) 4

特例措置を採ることができる応急入院指定病院の公告 (障害福祉課) 4

大規模小売店舗の変更の届出の公告 (中小企業支援課) 4

県営土地改良事業計画決定公告 (耕地課) 5

県営土地改良事業計画の変更後の概要の縦覧公告 (耕地課) 5

告 示

滋賀県告示第529号

平成21年滋賀県告示第283号 (滋賀県立高等技術専門校の管理に関する規則に基づく短期課程の訓練科等) の一部を次のように改正する。

平成30年12月18日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

表ものづくり金属科の部の次に次のように加える。

住 環 境 施 工 科	10人	6ヶ月	648時間
-------------	-----	-----	-------

表機械実践技術科の部および溶接実践技術科の部を次のように改める。

も の づ く り 加 工 科	10人	1年	1296時間
生 産 C A D 科	10人	6ヶ月	648時間

付 則

この告示は、平成31年10月1日から施行する。

滋賀県告示第530号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第33条の2 第1項の規定により次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定があるので、告示する。

平成30年12月18日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 甲賀市 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標

準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。

(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および甲賀市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第531号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成30年12月18日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 甲賀市(国有林。次の図に示す部分に限る。)、甲賀市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 水源^{かん}の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。
(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および甲賀市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第532号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成30年12月18日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 甲賀市(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。
(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および甲賀市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第533号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成30年12月18日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 甲賀市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 水源^{かん}の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。

(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および甲賀市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第534号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成30年12月18日

滋賀県知事 三日月 大造

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 甲賀市(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

甲賀市(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。

(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および甲賀市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第535号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

平成30年12月18日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害児通所支援の種類	事業所番号	廃止年月日
りんごの木蓮台寺	彦根市蓮台寺町50-75	一般社団法人ドマーニ	彦根市小泉町620-30	放課後等デイサービス	2550200188	平成30.12.31
放課後等デイサービストゥーハーケア	守山市守山六丁目8番15-2号	株式会社あすなるLINK	大阪府守口市佐太中町二丁目22番11号	放課後等デイサービス	2550700229	平成30.12.31

公 告

特定病院の公告

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第21条第4項および第33条第4項に規定する精神科病院として、次の医療機関を認定した。

平成30年12月18日

滋賀県知事 三日月 大造

医療機関の名称	開設者の名称	医療機関の所在地	認定期間
瀬田川病院	医療法人社団瀬田川病院	大津市玉野浦4番21号	平成30.12.21 } 平成33.12.20

応急入院指定病院の公告

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第33条の7第1項に規定する精神科病院として、次の医療機関を指定した。

平成30年12月18日

滋賀県知事 三日月 大造

医療機関の名称	開設者の名称	医療機関の所在地	指定期間
瀬田川病院	医療法人社団瀬田川病院	大津市玉野浦4番21号	平成30.12.21 } 平成33.12.20

特例措置を採ることができる応急入院指定病院の公告

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第33条の7第2項後段の規定による措置を採ることができる同条第1項に規定する精神科病院として、次の医療機関を指定した。

平成30年12月18日

滋賀県知事 三日月 大造

医療機関の名称	開設者の名称	医療機関の所在地	指定期間
瀬田川病院	医療法人社団瀬田川病院	大津市玉野浦4番21号	平成30.12.21 } 平成33.12.20

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

平成30年12月18日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 フレンドマート八幡鷹飼店 近江八幡市鷹飼町452番地3
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松正嗣
- 3 変更しようとする事項 駐車場の自動車の出入口の位置
 - (1) 変更前 出入口3か所
 - (2) 変更後 出入口1か所 入口1か所 出口1か所
- 4 変更年月日 平成30年11月29日
- 5 変更の理由 出入口の構造上のため、近隣住民からの要望のため
- 6 届出年月日 平成30年11月21日
- 7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所

滋賀県県民生活部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
近江八幡市産業経済部商工労政課 近江八幡市桜宮町236番地
 - (2) 縦覧期間 平成30年12月18日から平成31年4月18日まで
- 8 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 平成31年4月18日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

県営土地改良事業計画決定公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定に基づき、県営杣中大池地区土地改良事業(農村地域防災減災事業(ため池整備事業))に係る土地改良事業計画を平成30年12月11日に定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成30年12月18日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 縦覧に供する書類 県営杣中大池地区土地改良事業(農村地域防災減災事業(ため池整備事業))事業計画書の写し
- 2 縦覧場所 滋賀県甲賀農業農村振興事務所田園振興課および甲賀市産業経済部農業振興課農村整備室
- 3 縦覧期間 平成30年12月18日から平成31年1月23日まで

この処分について不服のある者は、滋賀県知事に対して書面により平成31年2月7日までに審査請求をすることができる。

県営土地改良事業計画の変更後の概要の縦覧公告

県営六地藏地区土地改良事業につき、土地改良事業計画を変更したいので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第6項において準用する同法第87条の2第8項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成30年12月18日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 縦覧に供する書類 変更後の県営六地藏地区土地改良事業の計画の概要
- 2 縦覧期間 平成30年12月18日から平成31年1月23日まで
- 3 縦覧場所 栗東市環境経済部農林課
- 4 意見書の提出の方法等
 - (1) 意見書の提出方法 持参または郵送とする。
 - (2) 意見書の記載事項 意見書提出者の住所および氏名(法人その他の団体の場合にあつては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名)ならびに意見の内容
 - (3) 意見書の提出期限および提出先
 - ア 提出期限 縦覧期間満了の日
 - イ 提出先 滋賀県大津・南部農業農村振興事務所田園振興課 〒525-8525 草津市草津三丁目14-75

